

令和 8 年（2026 年）第 5 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 8 年（2026 年）5 月 28 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和8年第5回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和8年5月28日午前10時00分		閉会	令和8年5月28日午前11時21分	
休憩	10時19分～10時59分				
日程	議案番号	案 件			結果
1	報告第18号	臨時代理事項の報告について （1）フルタイム会計年度任用職員（短期任用）の退職について （幼稚園）			承認
2	議案第1号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について			可決
3	議案第2号	学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について			可決
4	報告第19号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（財産（Microsoft教育機関向け ライセンスプログラム）の取得について）の意思決定について			承認
5	報告第20号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（令和8年度一般会計補正予算（第3号） （教育関係）について）の意思決定について			承認
6	報告第21号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市立小学校及び中学校設置条例及び 枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について）の意思決定 について			承認
7	報告第22号	委員会の会議に付した事項の報告について （1）生徒指導について			聴取
8	報告第23号	委任を受けて執行した事項の報告について （1）生徒指導について			聴取
構 成 員	教 育 長	谷 元 紀 之	構 成 員	教 育 委 員	大 中 智 恵
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	桐 山 智 巳
	教 育 委 員	中 西 悠 子			
説 明 員	副 教 育 長	乾 口 里 美	説 明 員	新しい学校推進課長	杉 谷 繁 人
	総 合 教 育 部 長	増 尾 友 治		中 央 図 書 館 長	内 山 正 昭
	学 校 教 育 部 長	千 原 正 敏		児 童 生 徒 課 長	中 口 恵 未 子

	総合教育部次長	上田 詞子		放課後子ども課長	三木 ひとみ
	学校教育部次長	河田 典子		教職員課長	伊藤 閣啓
	学校教育部次長	倉田 仁司		教育研修課長	栗田 香里
	総合教育部副参事 (学校等施設担当) 兼 学校教育部副参事 (学校等施設担当)	津熊 聖博		教育指導課長	沓拔 淑子
	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央	記録	教育政策課 課長代理	佐藤 喬史
	教育政策課長	笠井 二郎	傍聴の人数		4人

○谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は、全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

○谷元教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第5回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

続いて、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、近藤委員を指名いたします。

続きまして、日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、近藤委員から令和8年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会について、ご報告いただきます。

それでは、近藤委員お願いします。

○近藤委員 それではご報告させていただきます。大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会において、大阪府教育庁市町村教育室長芳野様の講演を聞かせていただきました。

講演の題材でございますが「大阪をめぐる教育の動向-小中学校における『チームとしての学校』と新しい組織のかたち-」のテーマの講演を拝聴いたしました。この講演を拝聴するなかで、結論から申し上げますと「これからの学校」のポイント3点がございます。

1点目、専門家と協働したチーム学校が必須。

2点目、マトリクス形態の組織である学校の組織マネジメント。

3点目、教員の参画意識と主任（ミドルリーダー）の資質向上。

それと「これからの学級経営」のポイント3点がございます。

1点目、どの様な担任制であれ学級経営に関する共通理解の共有が必要。

2点目、個人の経験と勘、感覚に過度に依存しない客観的指標尺度の導入が必要。

3点目、教員の負担軽減を図る事から、子どもたちのウェルビーイングや学びの充実に如何につながるか。

ということでございました。

聴けば、学校組織運営、学級経営としては至極当然ではありますが、いま現在の学校を取り巻く現状、あるいは児童・生徒の現状の変化を捉える中では、前述の提案の重要性について改めて再考が必要とも感じました。

講演の冒頭には、日本型教育の在り方、学校を取り巻く環境での「チーム学校」「教科担任制」「チーム担任制」についての講演受講者同士での理解認識の確認を促してくれました。

結果、様々な理解があり課題もありますが、定義として「教科担任制」は、教科指導を学級担任だけでなくそれ以外の教員も担任する制度。「チーム担任制」につきましても、学級を学年教員の複数で、または学年教員全員で担当する制度と定義してくれました。「チーム学校」を含め、導入検討の必要性の再確認がありました。

世界からは一定の評価を得ている「日本型教育の在り方」では、国の学校設置基準等で1学級

(35 人から 40 人) に一人学級担任がいることを想定しており、学級担任が教育活動として担う範囲を抽出し提示してくれておりました。例えば、教科指導・特別活動・生徒指導・進路指導・給食指導・人権教育・道徳教育・特別支援教育・保護者対応・心理福祉の支援等々を担うということで多数ございます。現状、学級担任が当該学級のこれらの教育活動を担うという日本型教育が生み出す教職員の多忙な状況の確認でもありました。決して否定するものではなく、問題提起としての検証でもありました。

さらに学級担任を難しくする外的な要因としては、3 点ございます。

1 点目、学びの変容として個別最適、探求学習、ICT の活用等々の推進ということで進めている訳でございますが、これについては、私個人的には時代の変化とともに教育ニーズの変化は必然とも考えますが、どんどんと重なっていく状況にあると思います。

2 点目、団塊の世代の大量退職を含め、教員の成り手不足からの教員の絶対数の不足が招く、教員資質能力格差も指摘がございました。

3 点目、子どもたちを取り巻く状況では、子どもや保護者の特性や背景、価値観の多様化が進んでおります。この多様化というのは、多様な家庭環境があり、外国ルーツもあり、特別支援、不登校、あるいは保護者支援など、多様な教育ニーズに分かれていっているということでした。

これらの現状の課題解決への提案として、担任のカバーする業務範囲を狭める必要性の提案が次のとおりありました。

1 点目、先行事例では「教科担任制」あるいは「チーム担任制」導入による教職員の負担軽減の事例も見られるが、教員の働き方改革だけでなく、結果、子どものウェルビーイングにいかにつながられるかが重要であり、継続的・効果的に実施するポイントは「学級経営」とも見解を示しておられました。

2 点目、学校組織には 2 つの指揮系統があり、「学年集団」「校務分掌」のかけ合わせの「マトリックス組織」であり、これらリーダーの調整がうまくいかないと業務集中が起き、できる方に仕事が偏ってしまうということでもあります。そうすると業務が停滞するため、役割分担・組織の意思決定のプロセスの明確化・リーダーシップとフォロワーシップの切替え・教職員の参画意識と同僚性向上などの必要性を上げておられ、キーパーソンである学年主任・各部主任（ミドルリーダー）の育成が重要とのことでした。

最後に、学校あるいは学級経営に対する考え方や具体的手法は教員ごとで違う中、理論や教員の知識・経験・資質能力・個性が異なり「職人技」となりやすくなるため、「教科担任制」「チーム担任制」などチームで取り組むには、基本的考え方としての哲学（フィロソフィー）と共通言語となるものさしが必要と締めくくっておられました。

私自身民間委員でございますので、組織の中で複数の人間がそれぞれの業務に取り組み、成果を共有するには、目指すべき哲学（フィロソフィー）、企業では「パーパス」として組織共有が非常に重要とも感じました。

以上でございます。

○谷元教育長 ありがとうございます。

教育委員会の活動報告については以上です。

それでは、日程１、報告第１８号「臨時代理事項の報告について（１）フルタイム会計年度任用職員（短期任用）の退職について（幼稚園）」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第１８号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書５ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務について、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第３条第３項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

６ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「２．臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

７ページをご覧ください。臨時代理第２号「フルタイム会計年度任用職員（短期任用）の退職について（幼稚園）」についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第３条第２項の規定により、令和８年４月３０日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。

８ページをご覧ください。「１．臨時代理の内容」といたしましては、表に記載のとおり、短期任用のフルタイム会計年度任用職員２名が退職したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第２号のご説明とさせていただきます。

以上、報告第１８号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第１８号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程２、議案第１号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第１号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書の９ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第２条第１項第９号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本市では、児童の放課後に関する計画の策定、児童の放課後環境の整備など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項についての調査審議を行うため、枚方市附属機関条例に基づき、学識経験を有する者、社会教育に関する専門的知識を有する者、児童福祉に関する専門的知識を

有する者、市民団体又は関係団体を代表する者の中から、児童の放課後対策審議会委員 11 名を委嘱しております。

10 ページをご覧ください。「1. 委員の解嘱」でございますが、枚方市小学校長会から推薦を受けて委嘱していた牧野好秀委員から辞任したい旨の申し出がございましたので、本日付で解嘱するものでございます。「2. 委員の委嘱」でございますが、牧野好秀委員の後任として、枚方市小学校長会から推薦がありました永山宜佑氏を児童の放課後対策審議会委員に委嘱するものでございます。任期につきましては、枚方市附属機関条例第2条第2項に基づき、前任者の残期間である令和8年5月29日から令和9年9月12日まででございます。「3. 参考資料」として、11 ページに「第5期児童の放課後対策審議会委員名簿」を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第1号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第2号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第2号「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書 12 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

13 ページをご覧ください。「1. 委員の解嘱」でございますが、本件は、令和8年5月31日をもって辞任の申し出があった委員を解嘱するものです。

14 ページをご覧ください。「学校運営協議会委員解嘱名簿」に記載しております枚方小学校学校運営協議会の小倉孝之委員、西長尾小学校学校運営協議会の野村香織委員の2名の方が対象となります。

13 ページにお戻りください。「2. 委員の委嘱」でございますが、本件は、学校運営協議会の委員として、令和8年6月1日から令和9年3月31日までを任期として新たに委嘱するものです。

15 ページをご覧ください。「学校運営協議会委員委嘱名簿」に記載しております枚方小学校PTAから推薦がありました津熊香氏、五常小学校PTAから推薦がありました川添崇史氏、山

田小学校長から推薦がありました玉井早苗氏、西長尾小学校PTAから推薦がありました大庭珠美氏を学校運営協議会委員に委嘱するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、報告第19号「臨時代理事項の報告について(1)議会の議決(財産(Microsoft教育機関向けライセンスプログラム)の取得について)の意思決定について」を議題とします。なお、本件から日程8、報告第23号までの案件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、第6号及び第7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第19号から報告第23号までについては、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩とします。

(休 憩)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を再開します。

それでは、日程4、報告第19号「臨時代理事項の報告について(1)議会の議決事項(財産(Microsoft教育機関向けライセンスプログラム)の取得について)の意思決定について」を議題とします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

(定例会当日時点では、ここから非公開部分)

○谷元教育長 それでは、報告第19号について、説明を求めます。

千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第19号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務について、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委

任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

17 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

18 ページをご覧ください。臨時代理第3号「議会の議決事項（財産（Microsoft 教育機関向けライセンスプログラム）の取得について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年5月11日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

19 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」といたしましては、現在、教職員の校務及び学習並びに児童・生徒の学習で使用している同ライセンスプログラムの使用期間を更新するため備品として購入するものでございます。当該備品の購入につきましては、購入総額が2,000万円を超えることから、議会の議決を要する契約案件となり、議会可決後に、本契約を締結し、当該備品を取得するものでございます。

それでは財産取得の内容を説明いたします。まず、「（1）取得物件」につきましては、Microsoft 教育機関向けライセンスプログラム（3,045 ライセンス）でございます。次に、「（2）契約先」につきましては、東京都港区海岸一丁目7番1号ソフトバンク株式会社代表取締役の宮川潤一でございます。次に、「（3）取得金額」につきましては、2,688万8,816円でございます。次に、「（4）用途」及び「（5）目的」につきましては、教職員の校務及び学習並びに児童・生徒の学習において、Word、Excel、Teams等のアプリケーションを活用して、校務及び学習において円滑に進めるため購入するものでございます。

20 ページをご覧ください。「（6）契約条項その他」につきましては、記載のとおりでございます。なお、参考資料としまして、入札の執行調書を21ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第3号のご説明とさせていただきます。

報告第19号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第19号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程5、報告第20号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（令和8年度一般会計補正予算（第3号）（教育関係）について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第20号「臨時代理事項の報告について」

ご説明申し上げます。

議案書 22 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務について、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

23 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」の記載のとおりでございます。

24 ページをご覧ください。臨時代理第4号「議会の議決事項（令和8年度一般会計補正予算（第3号）（教育関係）について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年5月15日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容」でございますが、25 ページをご覧ください。教育関係の歳入予算を費目ごとに、表によりお示ししています。表の右から2列目の「補正額」及びその右の「計」の最下段の「歳入合計」欄をご覧ください。歳入予算の補正につきましては、歳入予算を25万円増額し、補正後の総額を22億4,022万6千円とするものでございます。補正額の内訳といたしましては、表の「款」欄の中ほどの「第16款府支出金」、「第3項府委託金」25万円の増額でございます。これは、大阪府の委託事業である「人権教育研究推進事業」の委託金で、本事業は、中宮小学校が人権教育研究指定校の指定を受け、人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の研究を行うものでございます。

26 ページをご覧ください。教育関係の歳出予算を費目ごとに、表によりお示ししています。表の右から2列目の「補正額」及びその右の「計」の最下段の「歳出合計」欄をご覧ください。歳出予算の補正につきましては、歳出予算を25万円増額し、補正後の総額を160億6,868万4千円とするものでございます。補正額の内訳といたしましては、表の「款」欄の中ほどの「第9款教育費」、「第1項教育総務費」を25万円増額し、補正後の額を40億7,099万3千円としております。これは、先ほど歳入予算においてご説明いたしました、府の委託事業として実施する「人権教育研究推進事業」において、外部講師を招聘するための報償金などを計上しており、財源として、全額、府委託金が充当されます。なお、参考資料として、歳入歳出補正予算の概要説明を27ページと28ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第4号のご説明とさせていただきます。

報告第20号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第20号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程6、報告第21号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚

方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 21 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 29 ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務として、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

30 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

31 ページをご覧ください。臨時代理第 5 号「議会の議決事項（枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部改正について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 5 月 26 日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

32 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」といたしましては、令和 8 年 8 月に新校舎へ移転を予定している禁野小学校の位置を新校舎所在地へ変更するため、放課後子ども課所管条例と合せて、その位置について条例改正を行うものでございます。

34 ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容につきましては、枚方市立小学校及び中学校設置条例別表第 1 の枚方市立禁野小学校の位置及び枚方市立留守家庭児童会室条例別表（第 2 条関係）枚方市立禁野留守家庭児童会室の位置を「枚方市御殿山南町 2 番 2 号」に変更するものです。

33 ページにお戻りください。附則ですが、この条例は令和 8 年 8 月 25 日より施行するものです。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 5 号の説明とさせていただきます。

報告第 21 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 21 号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

（定例会当日時点では、ここまで非公開部分）

（ここから非公開部分）

（ここまで非公開部分）

○谷元教育長 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和8年第5回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

（教育長） 谷元 紀之

（教育委員） 近藤 孝